

障害等のある入学志願者への受験上の配慮について

本学では、障害等¹のある者が、受験上及び修学上不利になることがないように、合理的な配慮を行っており、そのための相談を受け付けています。

受験上の配慮については、内容によって対応に時間を要することもあるため、原則として出願時に、募集要項に記載されている連絡先にご連絡ください。希望する配慮により、申請書類を案内します。申請のあったものについて、その内容を審査の上、それぞれの障害の種類・程度に応じた受験上の配慮を決定し、通知します。

日常生活において、ごく普通に使用されている補聴器、杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場準備等との関係から受験上の配慮として申請が必要です。

●問合先

東京大学大学院公共政策学教育部

〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号

(電話 03-5841-1349、Email ppin.j@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

※期限後の申請についても引き続き配慮検討の対象となりますが、事前準備の関係で、申請が遅くなるほど実際に提供できる受験上の配慮が限定されていきますので、なるべく早く申請書類を提出してください。

¹ 視覚・聴覚・肢体不自由・病弱・発達障害等